**令和５年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項**

**１　市町村教育委員会における採択の基準について**

（１）　小・中学校及び義務教育学校の令和５年度使用教科用図書については、学校教育法附則第９条の規定による特別支援学級における教科用図書（以下、「附則第９条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第14条、同法施行令第15条第１項の規定により、令和４年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第２項、第３項及び同法施行規則第６条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、小学校及び義務教育学校前期課程については、令和元年度の採択基準に、中学校及び義務教育学校後期課程については、令和２年度及び令和３年度の採択基準に準じて行うこと。

（２）　附則第９条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合の基準を次のとおりとする。

ア　児童・生徒の障がいや発達の状況を考慮し、最も適切な教科用図書を採択すること。

イ　文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和元年度に提示した小学校教科用図書選定資料、令和２年度に提示した中学校教科用図書選定資料、並びに、令和３年度に提示した中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合には、府教育委員会が別に提示する附則第９条関係教科用図書選定資料を活用すること。

**２　国立・私立学校における採択について**

（１）　小・中学校の令和５年度使用教科用図書については、附則第９条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、無償措置法第14条、同法施行令第15条第１項の規定により、令和４年使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第２項、第３項及び同法施行規則第６条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、小学校については令和元年度の採択基準に、中学校については、令和２年度及び令和３年度の採択基準に準じて行うこと。

ただし、学校教育法施行規則第50条第２項の規定により、道徳に代えて宗教を教育課程に編成する私立小・中学校の場合、道徳を採択する必要はないこと。

（２）　附則第９条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）の採択については、文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和元年度に提示した小学校教科用図書選定資料、令和２年度に提示した中学校教科用図書選定資料、並びに令和３年度に提示した中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合には、府教育委員会が別に提示する附則第９条関係教科用図書選定資料を活用すること。

**３　府立の義務教育諸学校における選定について**

（１）　府立中学校における選定については、無償措置法第14条、同法施行令第15条第１項の規定により、令和４年使用教科用図書と同一の教科書を選定しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第２項、第３項及び同法施行規則第６条の規定により、新たに選定する必要が生じたときは、令和２年度、及び令和３年度の選定基準に準じて行うこと。

（２）　府立支援学校の小・中学部における選定についての基準を、次のとおりとする。

ア　児童・生徒の障がいや発達の状況を考慮し、最も適切な教科用図書を選定すること。

イ　障がいを有する児童・生徒の教育に当たっては、同一の学習集団において同一の教科用図書を使用するのが望ましいので、このことに留意して選定すること。

ウ　附則第９条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）の選定にあたっては、文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和元年度に提示した小学校教科用図書選定資料、令和２年度に提示した中学校教科用図書選定資料、並びに令和３年度に提示した中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を選定する場合には、府教育委員会が別に提示する附則第９条関係教科用図書選定資料を活用すること。

**４　採択の公正確保について**

　採択の適正を期するため、静ひつな採択環境を確保し、宣伝活動等に影響されることなく､自主的な調査研究により公正な採択を行うこと。

　令和４年度においては，小学校用教科書について検定が行われることとなるため、教科書発行者との関係に特に留意すること。